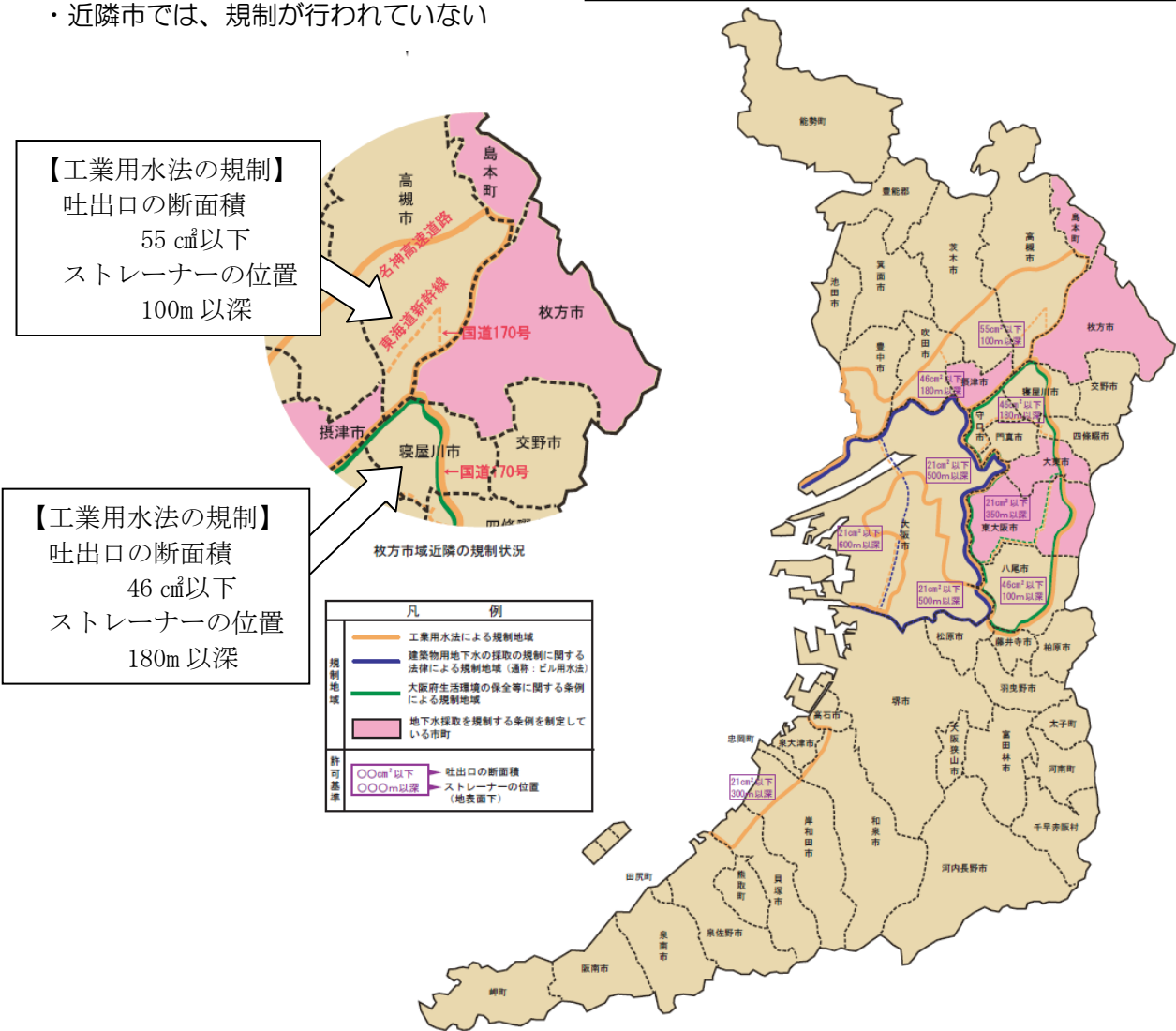


現行の地下水採取規制について

1. 法律・府条例による地下水採取規制

- ・工業用水法、ビル用水法の規制対象外
- ・大阪府の条例の規制対象外
- ・近隣市では、規制が行われていない

枚方市は法令の適用が必要とはみなされなかった地域である。



<法律・大阪府条例による規制一覧>

名称	規制対象	規制地域	規制内容
工業用水法 (昭和 31 年法律第 146 号)	工業用地下水（製造業、電気・ガス・熱供給業に用いるもの）	高槻市（名神以南）、寝屋川市（国道 170 号以西）他	許可 ・吐出口断面積 ・ストレーナー位置 (地域区分)
建築物用地下水の採取の規制に関する法律 (通称：ビル用水法) (昭和 37 年法律第 100 号)	建築物用地下水（冷暖房用、水洗便所等に用いるもの）	大阪市域	許可 ・吐出口断面積 ・ストレーナー位置 (地域区分)
大阪府生活環境の保全等に関する条例 (旧：大阪府公害防止条例) (平成 6 年条例第 6 号)	水道事業用地下水（給水人口 5 千人以上の水道事業に用いるもの）	寝屋川市（国道 170 号以西）他	許可 ・吐出口断面積 ・ストレーナー位置 (地域区分)

注. 各法令の規制内容は、吐出口断面積は 21 cm² 以下～55 cm² 以下、ストレーナー位置（地表面下）は 100 m 以深～600m 以深

2. 現行の枚方市公害防止条例における地下水採取規制とその課題

項 目	現行制度	課題等
規制の対象	市条例に規定する「工場等」を設置している者（※農業用や家庭用などは規制対象外）	◎地下水採取を全面禁止としているが、対象は「工場等」のみで、農業用井戸などが規制対象外となっている。 ◎一部の用途については地下水利用を認めており、さらに、農業井戸など、規制の対象となっていない揚水施設は、自由に施設の設置が可能となっている。 ◎工場等に対して地下水採取を禁止しているものの、工業用水道など、代替水源を確保できていない。 ◎行政では、工場等が設置している揚水施設以外は、把握することができない。
規制の手法	【原則禁止】 ●ただし、規則に定める用途で地下水の採取が許可される場合がある。	
許可される場合	●規則に定める用途で、その地下水に代えて他の水源を確保することが著しく困難で市長が許可した場合は、地下水の採取が認められる。 ＜規則に定める用途＞ ・食品の製造 ・化学製品の製造 ・公共の浴用（温泉） ・その他市長が認める場合 ★地下水の採取が許可されている場合、その使用用途を変更してはならない。 ※条例制定前からの既存の井戸の使用は認められている。	
技術基準	●温泉に係る揚水施設にのみ技術基準を設定 ※技術基準では、地質構造と地盤沈下の可能性を考慮し、「地域区分」を設定し、「揚水機の吐出口の断面積」と「井戸のストレーナーの位置」を規定。	
地下水採取者の責務	●地下水採取計画書の提出 ●地下水採取量の測定・記録・報告	
地盤沈下防止のための措置	●許可を受けた者に対する揚水量の削減努力義務 ●地盤沈下の恐れがある場合の施設の停止や採取量の削減等の勧告	地下水採取規制の見直し が求められている
その他	●揚水施設の承継 ●違反があった場合の許可の取り消しや改善命令	

3. 地下水採取をめぐる状況の変化とこれまでの市の取り組み

＜環境審議会からの答申＞ 【諮問（平成 18 年 7 月）】 市内に工業用水道が整備される見通しが無いもとで、地盤沈下を発生させない範囲で地下水を適正に活用する必要があることなどから、市公害防止条例の見直しについて市環境審議会に諮問。 【答申（平成 19 年 12 月）】 地下水採取規制については、採取量を現状レベルに抑えることを前提に、工業用の揚水施設の更新など、採取規制の見直しを認める。	＜工業会からの要望＞ 平成 20 年 4 月 7 日に、枚方市工業会から、操業継続のためには工業用地下水の利用が必要であることから、揚水施設の更新を認める制度見直し及び地下水量に関する調査着手と揚水施設の新設に関する規制見直しの着手について要望書が出された。	既存揚水施設の掘り換えすら認めない状況から 平成 23 年度より要綱により既存の揚水施設に代わる代替揚水施設の設置の手順を明確化
●排水に係る費用の増加 ●地下水利用の合理化 ●産業構造の変化	新規揚水施設の建設を認めても地下水利用の急激な増加は考えにくい	事業者等から地下水位など地下水の状況を示すデータを集約するシステムを確立し、地下水採取規制の見直しへ